

宇部市地区集会所建設等資金助成要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、自治会（複数の自治会による共同体なども含む）に対し、集会所の建設等資金の助成を行い、もって地域コミュニティ活動の推進を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 市内において、一定の区域に居住する者により結成された住民自治組織で、かつ1年以上継続して組織されている団体をいう。
- (2) 集会所 地域住民の集会等コミュニティづくりの場として使用する建物のことをいう。ただし、複数の自治会が共同で管理、利用する場合も該当するものとする。
- (3) 新築 更地である土地に新たに集会所を建築することをいう。
- (4) 改築 集会所の全部又は一部を除去し、当該集会所が建築されていた土地に集会所を建築することをいい、解体工事を含む。
- (5) 取得 既存の建物を新たに集会所として購入することをいい、購入後に行う集会所として使用するために必要な改造を含む。
- (6) 増築 既存の建物と一体となるように床面積を増加させることをいう。
- (7) 補修 集会所の維持管理上必要と認められる修繕を行うことをいう。
- (8) バリアフリー化 高齢者、障害者等が円滑に集会所を利用できるようにするために行う、トイレの改良、手すりの取付け、段差解消等をいう。
- (9) 水洗化 集会所のトイレを水洗化するための、トイレの改良、浄化槽の設置等をいう。
- (10) 解体 集会所を解体し除去することという。

(助成の対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、自治会等の活動に必要と認められる次の各号のとおりとする。

- (1) 集会所の新築、改築、取得
- (2) 集会所の増築又は補修工事
- (3) 集会所及び集会所敷地のバリアフリー化を目的とした別表に掲げる工事（以下「バリアフリー化工事」という。）
- (4) 集会所のトイレを水洗化することを目的とした工事（以下「水洗化工事」という。）
- (5) 集会所の解体（新築及び改築に伴う解体は除く。）

2 前項各事業が重複する場合にあっては、いずれか一つの事業を助成の対象とする。

(補助条件及び補助金の算定)

第4条 補助金は、年次計画書に基づき、予算の範囲内で次の各号に定める割合により、交付するものとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 新築、改築、取得については、工事請負金額のうち、寄付金その他特定収入を控除した額の35%に相当する額の範囲内とし、最高限度額は200万円とする。

(2) 増築又は補修については、1件30万円を超える工事について、その経費の35%相当する額の範囲内とし、最高限度額は50万円とする。

(3) 改築、増築及び補修については、建築後20年以上経過したものを対象とする。

(4) バリアフリー化工事は、1件10万円を超える工事について、その経費の35%に相当する額の範囲内とし、最高限度額は50万円とする。ただし、緊急避難場所又は避難所の指定を受けている集会所については、1件10万円を超える工事について、その経費の75%に相当する額の範囲内とし、最高限度額は100万円とする。

なお、建築経過年数は問わないものとする。

(5) 水洗化工事は、1件30万円を超える工事について、その経費の35%に相当する額の範囲内とし、最高限度額は50万円とする。

なお、建築経過年数は問わないものとする。

(6) 解体工事は、1件30万円を超える工事について、その経費の35%に相当する額の範囲内とし、最高限度額は50万円とする。

なお、建築経過年数は問わないものとする。

2 補助金の交付については、1集会所につき5年の範囲内に1件までとする。ただし、天災等の被害により補修が必要となり、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(補助金の要望)

第5条 自治会の代表者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を要望しようとするときは、地区集会所（建設等工事・取得）資金補助金交付要望書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による要望書は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の別に定める期日までに提出しなければならない。ただし、前条第2項但し書きに該当する場合はこの限りではない。

3 前項の規定による要望書を提出するにあたり、当該集会所の用地所有者及び建物所有者の同意を要すると認められるものについては、それら関係者の同意書（様式第2号）をあわせて提出しなければならない。

(実地調査)

第6条 市長は、前条第1号の規定によるが提出されたときは、当該事業が対象事業に適合しているか否かを確認するため、実地調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による実地調査により、当該事業に対し補助金交付の申請を受理することが適当か否かを決定するものとする。

(補助金交付の申請)

第7条 前条第2項の規定により市長が補助金交付の申請を受理することが適当と決定したもののについて、申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、地区集会所建設等資金補助金交付申請書（様式第3号の1）又は、地区集会所取得資金補助金交付申請書（様式第3号の2）に、次の各号に掲げる書類（ただし、地区集会所取得資金補助金の交付申請においては、工事見積書に代えて取得価額見積書とする。）を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事見積書（写）

(2) 工事図面（写）

(3) 資金計画書及び償還計画書

(4) 集会所の建設に関する自治会の議事録（当該議事が記録されていない場合は会員の総意を証する書類）

(5) 集会所用地及び建物の登記簿謄本

(6) 自治会の会則

(7) 位置図

(8) 写真（着工前）

(9) その他、市長が必要と認める書類

(補助金交付の内示)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理し、内容を審査の上、補助金の交付が適当と決定したときは、当該事業にかかわる補助金交付の内示額を決定し、地区集会所建設等資金補助金交付内示通知書（様式第4号の1）又は、地区集会所取得資金補助金交付内示通知書（様式第4号の2）により、申請者に通知するものとする。

(事業の着手及び完了)

第9条 申請者は、内示通知書を受けてから、当該事業に着手しなければならない。

2 申請者は、内示通知書に記載された交付金等の内示額の有効期限内に当該事業を完了しなければならない。

(補助金交付に係る事業完了報告)

第10条 第8条の規定により内示を受けた申請者は、助成対象事業が完了したときには、地区集会所(建設等工事・取得)事業完了報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類(ただし、地区集会所取得資金補助金の交付申請においては、工事内訳書に代えて取得価額明細書、工事請負契約書に代えて売買契約書とする)を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事内訳書(写)
- (2) 工事請負契約書(写)
- (3) 請求書(写)又は領収書(写)
- (4) 写真(着工後)

(補助金交付の決定、通知)

第11条 市長は、前条の規定による報告書が提出されたときは、実地において完了検査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検査の結果、実施された事業の内容が適正と認めるときは、当該事業にかかわる補助金交付の額を決定し、地区集会所建設等資金補助金交付決定通知書(様式第6号の1)又は、地区集会所取得資金補助金交付決定通知書(様式第6号の2)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による検査の結果、実施された事業の内容に大幅な変更があると認められるときは、変更された内容に基づき、当該事業について第8条の規定により通知した補助金交付の内示額の範囲内で交付額を決定し、決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(請求書等の提出)

第12条 第11条の規定による決定通知書を受けた申請者は、地区集会所建設等資金補助金請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による適正な請求書の提出を受けたときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(報告及び調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、申請者等に対し報告を求め、又は調査を行うこ

とができる。

(決定の取り消し及び返還)

第15条 市長は、申請者等が不正な方法により、補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、当該決定を取り消し、又は既に交付した金銭の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他の事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

この要綱は、平成3年3月1日から施行する。

この要綱は、平成4年8月5日から施行する。

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

この要綱は、平成19年1月9日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表

	バリアフリー化助成対象工事
1	集会所の和式トイレを洋式又は身障者用トイレに改造する。
2	集会所玄関や集会所敷地内にスロープを設置する。
3	集会所出入口の戸の構造を車椅子使用者が円滑に開閉し、通過できるようにする。
4	集会所の床材等を滑らないよう加工する。
5	集会所及び集会所敷地に手摺りを設置する。
6	集会所敷地に点字ブロックを設置する。
7	その他、市長が必要と認める工事